

徳島市監査委員告示第 2 2 号

令和 6 年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市長から別紙のとおりあったので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

徳島市監査委員	笠	井	寿	範
同	藤	原		晃
同	須	見	矩	明
同	井	上		武

総務発第12号
令和7年5月9日

徳島市監査委員 殿

徳島市長 遠藤 彰 良

令和6年度定期監査結果（令和7年3月31日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

総務部 職員厚生課

指摘事項	1 決裁書において、決裁権者の押印がされておらず、決裁手続が適正でないものがあった。 ・令和6年度心のリフレッシュ相談の実施（副部長決裁） 事務決裁規程第3条の2に基づき、専決は、所定の用紙の押印欄に自己の印章を押して行うべきところ、決裁書に副部長の押印がなかった。 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	本件については、決裁時に事務担当者及び決裁権者の確認不足により、決裁権者の押印がないまま事務処理を行ったもので、直ちに押印し、決裁手続を行いました。 今回の指摘事項を受けて、課内で文書回覧して全員に周知するとともに、課内での研修を改めて実施し、適切な事務処理について周知徹底及び再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

総務部 デジタル推進課

指摘事項	1 旅行命令の取消手続が適正でないものがあった。 ・システム維持管理・開発に関する外部研修の受講 研修が中止となったことから、旅行を取りやめ、旅費の戻入をしているが、旅行命令を取り消すには、職員旅費支給条例に基づき書面にて行うべきところ、書面が作成されていなかった。 職員旅費支給条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	原因として、旅行命令を取り消すには、職員旅費支給条例に基づき書面にて行う必要があることを十分に認識できていなかったことから生じたものです。指摘後速やかに書面により旅行命令の取り消しを行いました。 今回の指摘事項を受けて、課内で文書回覧して全員に周知するとともに、課内での研修を改めて実施し、適切な事務処理について周知徹底及び再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

総務部 人事課

指摘事項	1 物品購入決裁について、決裁権者が誤っているものがあった。 ・トナーカートリッジの購入 文具・事務用品の購入契約であるため、「契約監理課長」を契約締結権者とすべきところ、「人事課長」の決裁としていた。 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	原因としては、事務決裁規程の決裁権者について担当職員及びそれを確認する管理職員の認識不足、確認不足から生じたものです。 今回の指摘事項を受けて、課内で文書回覧して全員に周知するとともに、課内での研修を改めて実施し、適切な事務処理について周知徹底及び再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

総務部 人事課

指摘事項	2 支出負担行為決裁において、会計管理者への協議ができていないものがあった。 ・内閣官房行政実務研修員派遣に伴う経費（使用料及び賃借料） 研修派遣期間：令和5年4月1日から令和7年3月31日 派遣期間中の宿舎として住居の借り上げにかかる費用（職員2名分） 令和6年度支出負担行為額：1,200,000円 令和6年度支出負担行為額：2,160,000円 当該予算執行伺書兼支出負担行為書が部長決裁であるため、予算の編成及び執行に関する規則に基づき、会計管理者との協議をすべきところ、協議ができていなかった。 予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。
措置状況	支出負担行為書において、部長決裁であるにもかかわらず、会計管理者との協議が行われていなかった原因は、決裁権者等について、担当職員及びそれを確認する管理職員の確認不足によるものであり、速やかに協議を完了しました。 今回の指摘事項を受けて、課内で文書回覧して全員に周知するとともに、課内での研修を改めて実施し、適切な事務処理について周知徹底及び再発防止に努めます。

監査結果に基づく措置状況

総務部 人事課

指摘事項	3 契約書が適正に作成されていないものがあった。 ・令和6年度職員採用試験における試験問題作成等業務委託 契約書において、個人情報取扱特記事項及び徳島市暴力団等排除条項に該当した場合における解除条項が付されていなかった。 令和3年度の監査で、口頭により改善を求めているにもかかわらず、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。
措置状況	原因としては、契約事務に関する担当者等の認識不足及び令和3年度の監査で口頭により改善が求められていたことを翌年度以降の担当者に引継ぐことが不十分であったことから生じたものです。 今回の指摘事項を受けて、課内で共有するとともに指摘事項に関する引継事項を含めたチェックリスト資料を作成し、再発防止に努めます。